

令和6年第2回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年2月7日（水）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	×			
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
			吉田 隆美	○		
					吉田 繁	×
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
					尼丁 正寄	×
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
					大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 3名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 2名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉崎弘樹 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第5号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3 件
・報告 第6号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・報告 第7号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1 件
・議案 第4号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	6 件
・議案 第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
・議案 第6号	羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想(変更)について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14:00】

事務局	令和6年第2回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、こんにちは、正月気分もあつという間に終わったような気がする1月となりました。ニュースを見るたびに能登地方の人々のお気の毒な気持ちがうかがえます。本当に一日も早く復興をお祈りしたいと思います。 さて、今般、南河内地区の農業委員会の講習会が今月21日、松原市民会館で実施されます。コロナ過で久々の開催ということで、できるだけ参加をお願いしたいと思います。 まだまだ寒い時期でありますけどもインフルエンザ等の感染症対策に十分注意されて農作業の方頑張ってまいりたいと思います。 それでは、事務局の方から概略説明をお願いします。
事務局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第2回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
	初めに、報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、 丹比地区1件、高鷲地区2件の計3件です。
	次に、報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、 高鷲地区1件です。
	次に、報告第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、 高鷲地区1件です。
	次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、 古市地区4件、駒ヶ谷地区1件、西浦地区1件の計6件です。
	次に、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、 駒ヶ谷地区1件です。
	最後に、議案第6号 羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
	以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が5件、議案案件が8件の合計13件となります。なお、本日欠席の委員は、古市地区の笹本委員、埴生地区の尼庁委員、駒ヶ谷地区の吉田繁委員です。 それでは議長、ご審議の程よろしくをお願いします。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。 それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくこ

	とにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を麻委員と小池委員にお願いします。 それでは、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 まず1件目です。位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、野469番1、地目は、田、面積は、533㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場で、既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、大谷憲央委員です。 つづいて2件目です。位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、南恵我之荘五丁目723番1、地目は、田、面積は、216㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、松本忠久委員です。 3件目です。位置図③4条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 は、一つ目が、高鷲六丁目279番1、地目は、田、面積は、386㎡ 続いて対象農地二筆目が高鷲六丁目279番23、地目は、田、面積は、3.88㎡となります。 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅で、既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、奥野会長です。 なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願ひします。
奥野議長	報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、高鷲八丁目26番1、地目は、田、面積は、628㎡となります。 譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

事務局	<p>転用目的は、宅地分譲です。</p> <p>現地確認委員は、奥野会長です。</p> <p>なお、本届出について農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願います。</p>
奥野議長	<p>報告第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。</p> <p>これは、生産緑地を除外したいという意向でのもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、農業の主たる従事者であったことの証明を行うものです。</p>
	<p>位置図⑤従事者証明をご参照ください。</p> <p>地区名は、高鷲地区です。</p> <p>買取り申出生産緑地は、南恵我之荘五丁目844番1、地目は、田、608㎡</p> <p>南恵我之荘五丁目844番2、地目は、田、608㎡</p> <p>買取り申出者、申出事由の生じた者、申出事由については、議案書のとおりです。</p> <p>事由が生じた日は、令和5年5月25日です。</p> <p>現地確認委員は 松本忠久委員です。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいいたします。</p>
奥野議長	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員、承認願います。</p>
奥野議長	<p>議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農用地利用集積計画書の承認について、農用地利用集積等促進計画（案）の承認に係る意見聴取がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明させていただきます。</p>
事務局	<p>1件目です。</p> <p>位置図⑥利用集」をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。申請地は、碓井三丁目 523 番です。地目は、田、面積は、1,213㎡</p> <p>権利の種類は、賃借権です。</p> <p>利用権の設定において貸し手、農地中間管理機構、借り手については、議案書のとおりです。</p> <p>契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。</p>

権利設定につきましては更新となります。
現地については、古市地区の調整区域内に位置しております。転借人は、令和4年1月から同地を畑として野菜類を作付けしております。農地の利用については計画通りで、周辺農地への影響も支障なく、今回の更新において引き続き土地所有者と同条件での更新に同意されていることから、今後も農地を効率的に管理され、周辺農地への支障のない利用をされていくもので問題ないと判断いたします。

2件目です。位置図⑦利用集積をご参照ください。

地区名は 古市地区です。

申請地は、碓井三丁目554番、地目は、田、面積は、1,325㎡

二筆目が碓井三丁目556番、地目は、田、面積は、337㎡ 合計2筆で1,662㎡です。

権利の種類は、使用貸借権です。

利用権の設定において貸し手、農地中間管理機構、借り手については、議案書のとおりです。

契約期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

権利設定につきましては更新となります。

現地については、古市地区の調整区域内に位置しております。転借人についてと更新についての意見は、1件目の説明と同じでございます。

3件目です。位置図⑧利用集積をご参照ください。

地区名は、古市地区

申請地は、誉田1392番の一部 地目は、山林、面積は、4,958㎡の内3,211㎡です。

権利の種類は、使用貸借権です。

利用権の設定において貸し手、農地中間管理機構、借り手については、議案書のとおりです。

契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です

権利設定期間満了に伴う更新です。

現地については、柏原市境にあります古市地区の調整区域内に位置しております。土地所有者と転借人は、平成31年4月1日から使用貸借権の権利設定を行い、今回設定期間の満了に伴い、引き続き今回の申請で、同条件にてブドウの栽培を今後される計画です。転借人はブドウの栽培を行い、農地を効率的にかつ、周辺農地への影響も支障なく利用されており、今回の更新においても土地所有者と転借人が同条件での更新に同意されていることもあり、今後の利用についても問題ないと判断します。

次に4件目です。

位置図⑨利用集積をご参照ください。

地区名は、古市地区面積は、

申請地は誉田1417番4の一部 地目は、畑、1,983㎡のうち950㎡です。

権利の種類は、使用貸借権です。

利用権の設定において貸し手、農地中間管理機構、借り手については、議案書のとおりです。

契約期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

権利設定期間満了に伴う更新です。

現地につきましては、柏原市境にあります古市地区の調整区域内に位置しております。

なお、先ほどと同じ条件設定の意見と転借人につきましては先ほどの案件と同じ説明となります。

次に5件目です。

	<p>位置図⑩利用集積をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区、申請地は、壺井480番1 地目は、山林、面積は、942㎡ 権利の種類は、賃借権です。 利用権の設定において貸し手、農地中間管理機構、借り手については、議案書のとおりです。 契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。 権利設定期間満了に伴う更新です。 現地については、駒ヶ谷地区の調整区域内に位置しております。土地所有者と転借人は、平成26年4月1日から賃借権の権利設定を行い、今回設定期間の満了に伴い、更新されるものです。今回の更新において同条件にてブドウの栽培を引き続きされる計画です。転借人はブドウの栽培を行い、従事者は2人で農地を効率的にかつ、周辺農地への影響も支障なく利用されており、今回の更新においても土地所有者と転借人が同条件での更新に同意されていることもあり、今後の利用についても問題ないものと判断します。</p> <p>次に6件目です。 位置図⑪利用集積をご参照ください。 地区名は、西浦地区、申請地は、西浦950番1 地目は、田、面積は、719㎡ 権利の種類は、使用賃借権です。 利用権の設定において貸し手、農地中間管理機構、借り手については、議案書のとおりです。 契約期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。 新規の権利設定案件です。 申請地は西浦地区にある調整区域に存しており、転借人は対象地の対面でミニトマトやハーブ、水菜等を施設栽培されている農園を運営しており、今回、申請地において、規模拡大の目的で露地野菜の作付けを計画されています。また、転借人は、農地を効率的に利用し農園を運営しており、周辺農地の支障など問題もなく、露地野菜の作付けにおいて、取水できる水路に近接していることや、利用に際して通作距離や従事日数が300日を、計画していることから、利用権の設定に問題ないと判断します。 機材においても揃えておられるということで問題ないということをつけ加えておきます。</p> <p>以上6件、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	1月27日の日に現地確認に行ってきました。 現在、イチジクを植えられてまして、剪定の方も終わっております。 更新につきましては問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	先ほどと同じ日に現地確認にいきました。 ちょうど人参の収穫が終わるころで夏野菜の植え付けの準備をこれからすると

	ということで、更新につきましても問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	2月2日現地確認をしてまいりました。継続ということで、大粒のブドウを栽培されております。特に問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
奥野議長	4件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これも同じ日に現地確認2月2日に行いました。これも更新ということで適切にブドウ栽培をされておられます。特に問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
奥野議長	5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
堀内委員	本日休まれております吉田繁委員に報告を受けておりますのでお話しさせていただきます。現地を確認したところブドウ棚もあり、収穫もされており、雑草の管理もされており何ら問題はありません。借りられる方もブドウ農家であり、問題はありません。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
奥野議長	6件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	雑草とかもある程度処理されておりますので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
奥野議長	議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお

	願います。
事務局	<p>議案第5号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、説明させていただきます。</p> <p>本件は、農地の所有権移転を行うものです。</p> <p>1件目です。位置図の⑫3条許可をご参照下さい。</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区です。</p> <p>申請地は、壺井219番、地目は、田、面積は、502㎡</p> <p>壺井221番、地目は、田、面積は、535㎡ 壺井225番、地目は、田、面積は、578㎡</p> <p>以上3筆 合計1,615㎡です。</p> <p>譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。</p> <p>本来、法人が農地を所有することはできませんが、農地法3条の不許可の例外となります。農地法施行令第2条及び農地法施行規則第16条の規定により、社会福祉法人や営利を目的としない法人で、教育実習農場として使用する場合は例外となり、農地を所有できることとなっています。計画では、水稻を予定しており、機材についても、トラクター、耕運機等を揃えています。子供たちに農業を通じ、育てる喜び、収穫する喜びを体験してもらい、自ら考え行動できるようになることを目的とする食育として、以上のことから、所有権移転後も農地としての有効利用が期待できるものと考えます。</p> <p>説明は以上です。ご審議願います。</p>
奥野議長	駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
堀内委員	これも吉田繁委員の案件ですが、現地については適正に農業をされており管理も行き届いております。現地を引き継がれる社会福祉法人についても継続していくということですので問題はありません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員、異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第6号羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第6号羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想変更についてですが、説明につきましては、担当の方からパワーポイントで説明したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想変更についてご説明させていただきます。ご説明するにあたり、こちらの4項目に基づきまして説明をさせていただきます。まず、農業経営基盤強化促進基本構想とは一体どういうものなのか、なぜ農業員会の定例会の議題にあげないといけないのか、そもそも基本構想を変更する理由は何か、最後に変更した内容。この4点今からお手元の資料に沿ってご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>まず、はじめに、農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、今後、本市で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構想の目標を明らかにするとともに、その目標の実</p>

現に向けて実施していく事項を定めた総合的な計画であります。市の計画であって農業委員の活動との関連性は低いものです。

なぜ農業委員会の定例会の議題にあげないといけないのかということ、本市の基本構想を変更する時は大阪府に協議を行う前に、羽曳野市から農業委員会と農協に意見を聞くことと法律で決まっているので、今回この場で皆さんに変更内容を説明させていただき意見を頂戴できればなと思っております。

基本構想を変更する理由ですが、そもそも基本構想、市の計画は農業をとりまく環境は時代とともに変化していきますので、概ね5年ごとに10年後の先を見据えて計画を見直すこととこれも法律で決まっております。基本的には概ね5年ごとに変更を自主的にやっていくものです。

見直し以外に変更する理由がありまして、一つ目は農業経営基盤強化促進法という根本の法律が変わったら市の計画も変えないといけないということで、法律が変わったときにこの計画を変更する内容となっております。ちなみにこのケースで変更しましたのが去年の第8回定例会で同じ内容で説明しましたが、法律が変わったときに改正する以外にもう一個ございまして、大阪府も同じように、基本方針を府が定めておりまして、府の方針に市の基本構想が適合しなければいけないと書いていますので、府の内容が変更になりましたら本市の基本構想も見直ししないといけないという内容となっております。

この度皆様にお集まりいただき議題に上げさせていただきましたのが、府の基本方針が変更になったため、市の基本構想もあわせて見直すという内容となっております。

見直す内容を、今回4点変更させていただきました。

一つ目が、皆様言葉を聞いたことがあると思いますが、

国版認定農業者及び認定新規就農者の5年後の目標所得を変更させていただきました。次に担い手への農地利用集積面積割合の数字を変更させていただきました。三つ目に本市における生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応に関する指標を変更、こちらに関しては後程説明させていただきます。3番に伴い営農類型の変更、これについても後程説明させていただきます。次から1, 2, 3, 4順番にそって説明させていただきます。

まず、最初に、国版認定農業者及び認定新規就農者における5年後の目標所得の変更について、という内容なんですけども、国版認定農業者、認定新規就農者になるためには、それぞれ就農地の市役所もしくは役場へ書類を提出し、認定を受けないといけないのです。その認定の基準となるのが、5年後の農業所得すなわち手取りの金額と労働時間です。申請する農家さんは基本構想に定められている手取りの金額や労働時間になるように書類の方を作っていただけになっております。その書類とかけ離れていたら国版認定農業者、認定新規就農者になることができないというような内容になっております。従来計画では5年後の農業所得、手取りが国版認定農業者では手取りが600万円以上、認定新規就農者が5年後の所得が250万円とそれぞれ書いてあるんですけども、今回の変更案では、国版認定農業者は5年間農業所得が600万円から550万円、認定新規就農者は220万円と変更になります。労働時間については変更ありません。何故600万円から550万円、250万円から220万円になったかと言いますと、市がこの数値に設定したわけではなくて、府の方針がこの数値に設定したためです。本市の基本構想も府の方針と適合させるため府と同一の数値に変更いたします。

次にまいります。次が担い手への農地利用集積面積割合という内容です。先に結論から申し上げますと、今の数値は25%になっています。今回変更案で数字が41%に変わる見込みとなっております。どうやって41%を出したかという、大阪府の計算式にあてはめると41%になるという内容となっております。

分母の数が今まで、羽曳野市内の耕作面積という定義に対して、この度変更案で地域計画の策定する面積と都市農地の生産緑地の面積で限定的になって、分母が小さくなった理由と、認定農業者とか認定新規就農者の田畑を持っている数字、担い手が持っている農地が増えたという分子が大きくなった理由で計算しますと、25%から41%に変更になりました。これも府で与えられた式にあてはめまして25%から41%へと変更になる見込みでございます。

次にまいります。

次は、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標の変更と書いてるんですけど、今まで本市では、水稻、野菜、果樹、花き、畜産、観光農業、エコ農産物を推奨してこの農業を進めていきますと謳っていたんですけど、本来、5年ごとに見直しをしていくのができてない背景にあるんですけど、本市の中で、花き、畜産、観光農業、ブドウ狩りとかいちご狩りをしている農家さんを指すんですけど、いずれも花き、畜産、観光農業で認定農業者や認定新規就農者が本市に存在しないことから、この度、花き、畜産、観光農業は削除する方向に至りました。また、計画についても花き、畜産、観光農業という言葉が計画内にすべてあるこの言葉も削除いたします。

最後に営農類型の説明です。営農類型とは何かと申しますと、資料では効率的かつ安定的な農業経営の指標と言葉で表すところということになりますが、ざっくり説明させていただきますと、先ほどから説明しております国版認定農業者や認定新規就農者になるためには計画というのを作っていただきまして、市町村から認定を受ける必要があります。ただ、申請者からすると、手取り600万円から変更後550万円、250万円変更後220万円になるように計画書を作らなければならないのですが、いきなり何作ったら600万円にいくのかな、とか作り方がわからないというお声がありますので、そういった方のために実際本市で認定を受け活動をされている農家さんの営農の型や大阪府の指標からいくつかの型を設定しておくことで農家さんに参考にしていただくものが営農類型となっております。

営農類型も花き、畜産、観光農業を削除しましたので、それに合わせて営農累計の変更をしていく流れになります。

中略〈個別経営体営農類型の表に基づき解説〉

説明は以上となります。今の説明の案でよろしいか意見を求めます。

奥野議長 羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、委員の皆様いかがですか。

各委員 異議なし

奥野議長 異議がないようですので、羽曳野市農業経営基盤強化促進基本構想の変更については、異議ない旨を羽曳野市へ回答いたします。

奥野議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15:00】